

令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,197千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	4,588	△193	4,395
	1 使用料	4,588	△193	4,395
2	繰入金	6,920	△1,004	5,916
	1 一般会計繰入金	6,920	△1,004	5,916
	歳 入 合 計	12,247	△1,197	11,050

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	事業費	8,401	△1,197	7,204
	1 事業費	8,401	△1,197	7,204
	歳 出 合 計	12,247	△1,197	11,050

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△193千円

1 項 使用料

△193千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 排水施設使用料	千円 4,588	千円 △193	千円 4,395
計	4,588	△193	4,395

2 款 繰入金

△1,004千円

1 項 一般会計繰入金

△1,004千円

1 一般会計繰入金	6,920	△1,004	5,916
計	6,920	△1,004	5,916

節		説 明
区 分	金 額	
1 排水施設使用料	千円 △193	相島漁業集落排水施設使用料 千円 △193

1 一般会計繰入金	△1,004	一般会計繰入金 △1,004

3 歳 出

1 款 事業費

△1,197千円

1 項 事業費

△1,197千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 排水施設管理費	千円 8,401	千円 △1,197	千円 7,204	千円	千円	千円	千円 △1,197
計	8,401	△1,197	7,204	0	0	0	△1,197

節		説明
区分	金額	
11 需用費	千円 △512	千円 修繕料 △427 医薬材料費 △85
14 使用料及び賃借料	△60	船舶借上料 △60
15 工事請負費	△625	排水施設工事費 △625